

申請方法

「[養育期間標準報酬月額特例（終了）申出書](#)」に次の書類を添えて、共済事務担当課をとおして当組合に提出してください。

- ①戸籍謄（抄）本 ②世帯全員の住民票

養育特例が終了した場合についても「[養育期間標準報酬月額特例（終了）申出書](#)」を共済事務担当課をとおして当組合に提出してください。

ただし、子が3歳に到達したときや組合員が資格喪失または70歳に到達したときは提出不要です。

※「[養育期間標準報酬月額特例（終了）申出書](#)」は勤務先の共済事務担当課が保管しています。後日、当組合ホームページにも掲載を予定しています。

〈お問い合わせ先〉 共済組合年金課 TEL 029-301-1414

～地共済年金情報 Web サイトのリニューアルについて～

年金加入履歴や年金見込額などをインターネット上で確認することができる地共済年金情報Webサイトを、被用者年金制度の一元化を踏まえリニューアルしましたので、当組合ホームページのバナーをクリックしてお進みいただきご利用ください。

〈お問い合わせ先〉 全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課 TEL 03-5210-4607

年金者連盟からのご案内

茨城県内の市町村及び一部事務組合を退職し、年金受給者になった場合は、茨城県市町村職員年金者連盟（以下「年金者連盟」といいます）に加入できます。

年金者連盟は、年金受給者の処遇の改善や受給者同士の親睦を深めることを目的として、さまざまな活動を行っている団体です。

年金証書を交付する際、一緒にパンフレットを送付しますので、ぜひ加入をご検討ください。

事業内容

- ・年金情勢および年金者連盟の活動状況等を掲載する「連盟だより」を年2回発刊します。
- ・毎年6月に、県内27支部毎の「総会」が開催され、支部の活動状況等について協議が行われます。
- ・茨城県選出の国会議員に対し、年金制度の堅持及び年金受給者の処遇改善を訴える陳情を行います。
- ・その他、「宿泊助成」や「傷害保険等の団体割引」などの福祉事業を行っています。

会費

- ・老齢の年金受給者 年金年額×3 / 1000（上限額6,000円）
- ・遺族の年金受給者 年金年額×1 / 1000（上限額2,000円）
- ・障害の年金受給者及び年額10万円未満の年金受給者は、会費が免除となります。

※徴収方法は支給される年金から控除となります。



〈お問い合わせ先〉 茨城県市町村職員年金者連盟 TEL 029-301-1230